

令和 8 年度幼稚園教育実習について

下関市こども未来部 幼児保育課

1 実習生受入の条件

- (1) 責任ある行動をとり、守秘義務を守ることができる者であること。
- (2) 教員志望が明確であり、教育実習を履修しようとする意志が強固な者であること。
- (3) 大学等において教職専門科目の基本的なことを確実に履修した者であること。

2 実習生の配置園

下関市立幼稚園

3 申込手続

下関市立幼稚園において教育実習を希望する場合、下記の流れにより、下関市と大学（教員養成施設）との間で、教育実習に係る協定を締結する必要があります。

(1) 協定締結までの事務手続の流れ

- ① 大学（または実習生）が実習を希望する幼稚園へ直接連絡をし、書面にて園長の内諾を得る（内諾書の様式は任意）。
- ② 内諾後、大学は教育実習実施日の概ね 1 ヶ月前までに、下関市こども未来部 幼児保育課長宛てに依頼文を送付する。
その際、実習生名簿（実習生氏名・実習場所・実習期間等の記載のあるもの）を添付する。
- ③ 教育実習等実施日の概ね 1 週間前までに、下関市から大学へ教育実習に関する協定書を送付する（押印後、要返送）。

(2) 協定締結後の教育実習実施日の変更について

- ① 協定書に定めた実習期間終了後 2 週間以内の日に変更する場合
⇒協定の変更は不要。
- ② 協定書に定めた実習期間終了後 2 週間を超える日に変更する場合
⇒協定の変更が必要（下関市から変更協定書を送付）。

(3) 問合せ先

下関市こども未来部 幼児保育課

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号

TEL 083-231-1722

MAIL hfkodomo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp